

老齢 基礎 厚生 年金裁定請求書/支給繰下げ請求書

職員記入欄	
本来請求	繰下げ
繰下げみなし (5年前)	

特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方または、老齢基礎年金/老齢厚生年金の受給権者が、66歳以降に老齢基礎年金/老齢厚生年金をさかのぼって請求するときまたは、繰り下げて受けようとするときの請求書。

右面の【記入上の注意】をよく読んでからご記入ください。

令和 年 月 日 提出

*共済組合等の加入期間がある方は、個人番号及び基礎年金番号の両方をご記入ください。

*複数の年金を受け取っているため年金証書の年金コード(4桁)が複数ある場合、左詰めで続けてご記入ください。

①	個人番号(マイナンバー)*																			
	基礎年金番号																			
	年金証書の年金コード*																			
②	生年月日	昭和		年		月		日												
③	住所	〒□□□□-□□□□□□																		
④	(フリガナ)																			
	氏名																			
⑤	連絡先	- -																		

希望する年金の受取方法に○印をつけてください。

⑥ 老齢厚生年金の受取方法	老齢厚生年金を既に受給中の場合は右の欄にチェックしてください。 <input checked="" type="checkbox"/>	ア	老齢厚生年金を現時点で繰り下げて受け取ります。
		イ	老齢厚生年金を65歳(受給権発生時点)までさかのぼって受け取ります。70歳後に請求する場合は、請求の日の5年前の日の翌月分からの受け取りとなります。
		ウ	老齢厚生年金は今回請求しません。 (老齢基礎年金のみを請求する場合は、当請求書を日本年金機構へ提出してください。)
⑦ 老齢基礎年金の受取方法	老齢基礎年金を既に受給中の場合は右の欄にチェックしてください。 <input checked="" type="checkbox"/>	ア	老齢基礎年金を現時点で繰り下げて受け取ります。
		イ	老齢基礎年金を65歳(受給権発生時点)までさかのぼって受け取ります。70歳後に請求する場合は、請求の日の5年前の日の翌月分からの受け取りとなります。
		ウ	老齢基礎年金は今回請求しません。 (後日、あらためて老齢基礎年金の請求を行う予定です。)

⑧ 生計維持申立

配偶者および子の氏名	生年月日	個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号	受給権者との続柄	障害の状態の有無
(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日			ある・ない
(フリガナ)	平成・令和 年 月 日			ある・ない
(フリガナ)	平成・令和 年 月 日			ある・ない

上記の者は、受給権を取得した当時から引き続き生計を維持していることを申し立てる。
 上記の配偶者によって、私は生計を維持されていることを申し立てる。
(生計維持申立欄の は、いずれか該当する方に「✓」を記入してください。)

令和 年 月 日
受給権者氏名 _____

【記入上の注意】

黒インクのボールペンで記入してください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペンまたはボールペンは、使用しないでください。

- ・ ⑥および⑦は、希望する年金の受取方法に○印をつけてください。

アに○印をつけた場合

原則、請求した日※の属する月の翌月分から増額された年金を受け取れます。

※ 75歳到達後に繰下げ請求を行った場合は、75歳到達日に繰下げ請求を行ったものとみなされます。

イに○印をつけた場合

65歳時点の年金額をさかのぼって受け取れます。ただし、70歳到達日後に請求する場合は、請求した日の5年前の日に繰下げ請求をしたものとして、5年前の日の属する月の翌月分から増額された年金※をさかのぼって受け取れます。

※ 障害年金や遺族年金を受給している場合など、増額されない場合があります。

ウに○印をつけた場合

繰下げを希望する時期にあらためて手続きが必要になります。

<繰下げ請求の注意点>

障害年金や遺族年金などの他の年金の受給権がある場合は以下の点にご注意ください。

(障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある場合の老齢厚生年金は除きます。)

- ① 66歳の誕生日前に、障害年金や遺族年金などの他の年金の受給権を有した場合、繰下げの請求を行うことはできません。
- ② 66歳の誕生日以降、障害年金や遺族年金などの他の年金の受給権を有したことがある方が、それ以後、支給繰下げの請求をした場合は、他の年金の受給権を有した日において支給繰下げの請求があったものとみなされます。

- ・ ⑧欄には加給年金額の対象者である配偶者および子（18歳年度末の末日までの間にある子または国民年金法および厚生年金保険法の障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある20歳未満の子）を生計維持している場合または、加給年金額が加算されていた配偶者に生計を維持されていた場合にご記入ください。

職員記入欄（以下は記入する必要はありません。）

65-	老厚 老基	老基	老厚	受付年月日			時効 区分	共済他年金欄
	本来	01	21	05 14 11 24	年	月	日	
	みなし増額	33	43	53	年	月	日	
繰下げ	03	13	23	年	月	日		
54- 事由	改定年月日		配状	配状年金コード	受付年月日		時効 区分	年金種別
	年	月	日		年	月	日	<input type="checkbox"/> 機構
	年	月	日		年	月	日	<input type="checkbox"/> 国共済
	年	月	日		年	月	日	<input type="checkbox"/> 地共済()
	年	月	日		年	月	日	<input type="checkbox"/> 私学共済

実施機関等

受付年月日

【この請求書に添えなければならない書類】

1. 受給権者の生存に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本（①欄に個人番号（マイナンバー）を記入することで省略できます。）

※ 受給権者の生存に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本については、請求書提出日の1カ月前以降に交付されたものが必要です。

2. 加給年金額対象者の届出をする場合は、次の①②の書類を添付してください。（すでに加給年金額の対象者の届出をしている場合は不要です。）

【加給年金額対象者の要件】 *加給年金額を加算できる時点で要件を満たしていることが必要です。

- ・ 生計維持関係がある 65 歳未満の配偶者（事実上の婚姻関係にある方を含みます。）
- ・ 生計維持関係がある 18 歳年度末の末日までの間にある子、または厚生年金保険法の障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある 20 歳未満の子

- ① 加給年金額の対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる、受給権者の戸籍謄本または戸籍抄本（個人番号（マイナンバー）を記入したときは、添付を省略できる場合があります。）

- ② 加給年金額の対象者が、受給権者によって生計が維持していることを確認できる以下の書類（個人番号（マイナンバー）を記入したときは、添付を省略できる場合があります。）

ア. 世帯全員の住民票

※ 上記①で受給権者の戸籍抄本を添付する場合は、筆頭者欄の記載があるものが必要です。

イ. 加給年金額の対象者の収入または所得を確認することができる所得証明書、課税（非課税）証明書、源泉徴収票等のうち、いずれかの書類

※ 収入のない方は、「非課税証明書」の交付を受けてください。

※ 源泉徴収票を添付する場合は、源泉徴収票に記載されたもの以外に収入がないことを明記した口述書（受給権者が記名）を添付してください。

◆ 厚生年金保険法の1級または2級に該当する障害の状態にある20歳未満の子がいる場合には、私学事業団にご連絡ください。

◆ 受給権者と加給年金額対象者の住民票が異なる場合や事実婚などである場合、上記の他に必要となる書類がありますので、私学事業団にご連絡ください。

◆ 審査の過程で、添付いただいた書類以外の書類が必要になる場合があります。あらかじめご了承ください。

- ◎ この請求書を提出する際に住所を変更している方は住所変更届を、氏名を変更している方は氏名変更届を、年金の受取口座の変更を希望する方は金融機関変更届を添えてください。

<添付書類の取扱いについて>

■ 添付書類は、「コピー」と記載しているもの以外は、原本を添付してください。

■ 戸籍謄本、住民票等（年金請求時に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）

【郵送時の依頼方法】

任意の用紙に原本返却を申し出る旨を明記し、受給権者が記名し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

「個人番号（マイナンバー）」について

請求書に記入された請求者本人のマイナンバーについては、マイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認(身元(実存)確認)が必要です。以下の(1)または(2)をご準備ください。

*配偶者および子の番号確認・身元(実存)確認書類の提出は必要ありません。

(1) マイナンバーカード（個人番号カード）

番号確認と身元（実存）確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。

(2) 以下の2種類（㊦と㊧1種類ずつ）をご準備ください。

㊦ マイナンバーが記載されている書類から1種類
住民票（マイナンバー記載のもの）または
通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

㊧ 身元（実存）確認のできる書類から1種類
運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、
療育手帳、在留カード等

※身元（実存）確認のできる書類については、上記㊧以外にも提出可能な書類があります。
ご不明な点等は私学事業団にお問い合わせください。

【窓口で提出される場合】

上記(1)マイナンバーカードまたは(2)の㊦と㊧1種類ずつの原本をご提示ください。

【郵送で提出される場合】

マイナンバーカードは、両面のコピーまたは(2)の㊦と㊧1種類ずつのコピーをご提出ください。